

令和5年度長浜市におけるしょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、しょうがい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務所、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会、教育委員会及び病院事業とする。

3 しょうがい者就労施設等からの物品等の調達の目標

令和5年度に本市が達成すべき優先調達の目標は次のとおりとする。

優先調達の目標額 820万円以上

なお、実績のうち役務の割合が高くなっていることから、令和5年度も引き続きチラシ等を活用し、物品の発注拡大を重点的に取り組むこととする。

4 調達の推進方法

本市において調達の対象となるしょうがい者就労施設や物品等の情報については、しょうがい福祉課が収集し全庁的に周知を図ることとする。

各部署はしょうがい者就労施設等からの優先調達について事務用物品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等の調達について幅広く検討する。

5 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本市におけるしょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績について取りまとめを行い、市ホームページにより速やかに公表する。